

公益目的通報不受理報告書

令和6年4月15日

三田市行政監察員 弁護士 佐藤 祥徳 印

通 報 日	令和6年3月18日	
通 報 の 形 態	<input type="checkbox"/> 面接 <input checked="" type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> FAX	( 時 分 ~ 時 分 )
通 報 者	<input type="checkbox"/> 実名 (※ ) <input checked="" type="checkbox"/> 匿名	所属部署
通 報 内 容	<p>令和●年●月●日に行われた三田市議会の本会議（定例会）において、市議会議員●●（以下「●●議員」という。）が同市の幹部職員に対してその人格を否定するような発言をした。</p> <p>●●議員については、三田市の関係者より、三田市議会の委員会においても、市職員に対するパワーハラスメントに該当するような発言が多いと聞いている。●●議員のかかる発言は、三田市議会議員の政治倫理に関する条例第4条第5項に違反すると考えられ、同議員が公職に就き続けて良いか甚だ疑問である。</p> <p>また、三田市の幹部職員及び三田市議会も、●●議員のこれまでの言動について把握しているはずであるが、仮に何らの対応もしていないのであれば、それは重大なコンプライアンス違反であると考えられるので、直ちに厳重注意を行う等の然るべき措置をすべきである。</p>	
通 報 者 が 希 望 す る 対 応	<p>① 上記の令和●年●月●日の本会議（定例会）における●●議員の発言について、三田市議会議員の政治倫理に関する条例上の違法性の有無</p> <p>② 三田市人事課が、●●議員のこれまでの言動について把握していながら、対応や公表をせずに放置している実態の調査</p>	
不 受 理 と し た 理 由	<p>1 三田市公益目的通報者保護条例（以下「本条例という。」）は、公益目的通報を「職員等が、市政運営上の法令（条例、規則及び訓令を含む。）違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為（不作為を含む。以下「違法行為等」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときに、不正防止のために行政監察員に対して行う通報」と定義している（本条例第2条第3号本文）。</p> <p>2 本条例は、「違法行為等」の主体ないし範囲について特に明記していない。</p> <p>しかし、「職員等」が行政監察員に通報し、これを受理した行政監察員が調査を行い、その結果（違法性の有無等）を市長に報告し、市長がその内容を公表し、「違法行為等」の事実があると認められるときは、その改善ないし防止のために必要な措置を講じ、あるいはかかる措置を講じるよう勧告するという公益目的通報の</p>	

<p>備 考</p>	<p>全体的な仕組み（本条例第2条、第9条～第12条）に照らせば、「違法行為等」の主体ないし範囲は、執行機関の長である市長の措置、勧告その他の事務処理権限（地方自治法第147条～149条参照）が及ぶ部局に限られ、議決機関としての三田市議会及び三田市議会議員による議会活動は含まれないと解される。</p> <p>また、日本国憲法は、地方公共団体の住民がその長及び地方議会の議員を直接選挙する、いわゆる二元代表制（首長制）を採用しており（日本国憲法92条、93条）、首長及び地方議会議員がそれぞれに民主的基盤を有しているところ、首長が三田市議会議員の議会活動をして「違法行為等」に当たると捉え、その権限を行使して是正を図るといったことは予定されていないと考えられる。</p> <p>3 よって、本件通報に係る●●議員及び同人の三田市議会の本会議（定例会）での発言は「違法行為等」の主体ないし範囲には含まれず、当該発言に関する三田市議会議員の政治倫理に関する条例違反の指摘（通報者が希望する対応①参照）は本条例第2条第3号が定める公益目的通報には該当しない。</p> <p>また、三田市人事課の不作為（通報者が希望する対応②参照）についても、行為主体こそ三田市の部局の一つである人事課とされているものの、●●議員の上記発言が公益目的通報の対象となることを前提としたものであり、三田市長及び三田市人事課が●●議員をして三田市議会議員の政治倫理に関する条例に沿った議会活動をするよう指導ないし是正する権限を有しない以上、やはり本条例第2条第3号が定める公益目的通報には該当しない。</p> <p>4 以上のことから、本条例第9条第2項に基づき、本件通報については公益目的通報として受け付けないこととする。</p>
------------	---

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

令和6年5月2日

三田市議会議長 森本政直様

三田市長 田村克也

市議会議員の市職員に対する言動の改善について（申し入れ）

平素は、市政発展に対しましてご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、昨年11月に特定の市議会議員から市職員に対しまして、パワーハラスメントに該当する可能性があると思われる言動が多数報告されたことを受け、改善の申し入れを行ってまいりました。

しかしながら、令和6年3月に行政監察員に対して下記概要の公益目的通報がありました。現状は未だ改善されておらず、これを受けて再度申し入れをします。

- ・令和●年●月●日に行われた三田市議会の本会議（定例会）において、●●議員が同市の幹部職員に対してその人格を否定するような発言をした。
- ・●●議員については、三田市の関係者より、三田市議会の委員会においても、市職員に対するパワーハラスメントに該当するような発言が多いと聞いている。●●議員のかかる発言は、三田市議会議員の政治倫理に関する条例第4条第5項に違反すると考えられ、同議員が公職に就き続けて良いか甚だ疑問である。

※三田市議会議員の政治倫理に関する条例

第4条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない

- (5) 地位を利用して、嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他人権侵害の恐れのある行為を行わないこと。

- ・三田市の幹部職員及び三田市議会も、●●議員のこれまでの言動について把握しているはずであるが、仮に何らの対応もしていないのであれば、それは重大なコンプライアンス違反であると考えられるので、直ちに嚴重注意を行う等の然るべき措置をすべきである。

以上の通報に対しては、行政監察員からは公益目的通報の対象となる違法行為等の主体ないし範囲は、執行機関の長である市長の措置、勧告その他の事務処理権限が及ぶ部局に限られ、議決機関としての三田市議会及び三田市議会議員による議会活動は含まれないと解されるため、不受理とする報告を受けているところです。

市当局としましては、今回の公益目的通報の取扱いについては不受理となったものの、以前から申し入れしているにもかかわらず、今回の事実が繰り返されたことは誠に遺憾であり、市として重く受け止め、事態を改善する必要があります。

このような状況が改善されないままでは、市職員が委縮し続け、総じて業務や健康に支障をきたす事態も生じかねず、市民サービス向上にも影響を与えかねないと憂慮しております。

つきましては、次の①について新たに、②～④については引き続き改善の申し入れを行い、即時実行と事態の改善を強く求め、併せて、対応結果について報告を求めます。

① 第三者委員会の設置

市議会自ら第三者的な立場の委員を含めた実態調査の体制を整備すること。

② 問題行動の監視と報告体制の強化

議会内での問題行動の把握と報告する仕組みづくりの整備を図ること。

③ ハラスメント根絶に向けた風土づくり

議員間で、また職員と議員間で注意と牽制し合う風土づくりを図ること。

④ ハラスメント根絶に向けた倫理規定の例規整備の検証

パワーハラスメントなどハラスメントを許容しない倫理規定の検証と例規整備を先進自治体の例も参考に実施され、周知徹底されたい。

今回の申し入れでは、公益目的通報に記載された議員名をそのままお伝えしましたので、前回の令和5年11月16日付けの申し入れに記載した具体的な事例についても議員名をお伝えします。

① 職員への説明要求時に威圧的且つ高圧的な態度をされた（●●議員）

② 職員の説明に対して執拗に質問を繰り返された（●●議員）

③ 職員に対して暴言を吐かれた（●●議員）

④ 職員が上記のような言動を受けている場に遭遇しても、見て見ぬふりなどの態度をされた（●●議員）

今回の公益目的通報の不受理報告書、及び当該申し入れ書と令和5年11月16日付けの申し入れ書について、議員名と日付を非公開としたうえで三田市ホームページ上に公表します。

また、今後、市当局としましても、管理職を対象に市議会議員からのハラスメント行為に関するアンケート調査を実施し、改めて実態把握を行います。

今回の申し入れについて真摯に受け止めていただき、引き続き改善に対する取り組みを進めていただきますようお願い申し上げます。

令和 5 年 11 月 16 日

三田市議会議長 森 本 政 直 様

三田市長 田 村 克 也

市議会議員の市職員に対する言動の改善について（申し入れ）

平素は、市政発展に対しましてご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、かねてから特定の市議会議員から市職員に対しまして、パワーハラスメントに該当する可能性があると思われる言動が多数報告されております。これまでも、再三にわたり改善の申し入れを行ってまいりましたが、現時点において事態が全く改善されておらず、最近の事案では、職員が精神的にも影響を受ける状況が一部に見られ、中にはハラスメントに対し、理解を促すようなあってはならない事案も報告されております。

具体的な事例として、以下のような行動が報告されております。

- ① 職員への説明要求時に威圧的且つ高圧的な態度をされた
- ② 職員の説明に対して執拗に質問を繰り返された
- ③ 職員に対して暴言を吐かれた
- ④ 職員が上記のような言動を受けている場に遭遇しても、見て見ぬふりなどの態度をされた

このままでは市職員が委縮し、総じて業務や健康に支障をきたす事態も生じかねず市民サービス向上にも影響を与えかねないと憂慮しております。

今後の市政発展のための最善の政策決定と施策の実行のためには、全ての職員が安心して業務に取り組める環境が求められます。そのためには、市議会議員の皆さまとの良好なコミュニケーションや相互尊重の姿勢が不可欠です。

つきましては、次の点について改善の申し入れをいたします。

- ① ハラスメント防止研修の実施  
パワーハラスメントなどハラスメントに対する意識向上と実践を図ること。
- ② 問題行動の監視と報告体制の強化  
議会内での問題行動の把握と報告する仕組みづくりの整備を図ること。
- ③ ハラスメント根絶に向けた風土づくり  
議員間で、また職員と議員間で注意と牽制し合う風土づくりを図ること。
- ④ ハラスメント根絶に向けた倫理規定の例規整備の検証  
パワーハラスメントなどハラスメントを許容しない倫理規定の検証と例規整備を先進自治体の例も参考に実施され、周知徹底されたい。

これらの改善と即時に実行されることを強く求めます。

市職員が安心して仕事に取り組める職場環境を整えることで、市政の発展と市民の幸福に繋がるものと確信しております。これまでから、市議会議員の皆さまには、市民のためにご尽力をいただいております。私たち市職員も市民サービスの一翼を担うべく努力を重ねてまいります。パワーハラスメントなどハラスメントの問題を解決し、より良い市政を進めるために、是非ともご協力と改善に対する取り組みをお願い申し上げます。

今後とも市政発展に向けて、市議会との協力関係を深めてまいりたく存じますので、何卒よろしくようお願い申し上げます。